

○総務省告示第 号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第百十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、指定放送対象地域を次のとおり指定し、平成二十七年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

1 中波放送

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域並びに滋賀県及び京都府の各区域を併せた区域、鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域並びに佐賀県及び長崎県の各区域を併せた区域

2 短波放送

全国

3 超短波放送

一 県域放送

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域並びに鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域

二 外国語放送

平成七年郵政省告示第五十二号（外国語放送を行う放送局の放送対象地域を定める件）に定める区域